

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 7 月 12 日（金）第2922号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定施業要件の変更（森づくり推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 3
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課取扱い） 3
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 3
- 公共測量の終了（2件）（監理課取扱い） 3

公 告

- 一般競争入札公告（生活衛生課取扱い） 4
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 6
- 串木野地区特定漁港漁場整備事業計画の公表（漁港漁場課取扱い） 6
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 7
- 落札者等の公告（会計課取扱い） 7
- 一般競争入札公告（会計課取扱い） 7

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 10
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 11

告 示

鹿児島県告示第786号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年 7 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
出水市下大川内字上山手1197番， 1197番 2， 字山手1207番 2， 1208番， 1210番 1， 1210番 3
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第787号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字篠川字深山209番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第788号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市草牟田一丁目4232番8，4233番5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第789号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
肝属郡南大隅町根占田字石走ノ上4166番（次の図に示す部分に限る。），字井手平4931番1，4931番2，4937番，根占横別府字田中西平4256番5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第790号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
医療法人白旺会渡辺病院	薩摩川内市白和町7番2号	平成25年6月1日	更生医療

鹿児島県告示第791号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
寿八丁目薬局 鹿屋市笠之原町29番5号	所在地	鹿屋市寿八丁目20番17号	鹿屋市笠之原町29番5号	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第792号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備大隅地区木場迫換地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年5月21日に行った。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第793号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手支援型）（農業用排水施設整備）あやまる地区の工事は、平成25年1月25日に完了した。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第794号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（川内駅周辺地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成25年7月8日から同年8月30日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市平佐町地内

鹿児島県告示第795号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、

大島支庁徳之島事務所長から平成24年11月26日鹿児島県告示第1276号で告示した公共測量の実施は、平成25年3月22日終了した旨の通知があった。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第796号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から平成25年1月11日鹿児島県告示第11号で告示した公共測量の実施は、平成25年3月25日終了した旨の通知があった。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

公 報

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
鹿児島県動物愛護センター警備業務
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間

平成25年10月1日から平成30年3月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

- (4) 履行場所
鹿児島県動物愛護センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年7月24日午前11時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係
鹿児島市鴨池新町10番1号

(イ) 交付期限 平成25年7月19日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- 8 最低制限価格
設定しない。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
電話番号 099-286-2788
ファックス番号 099-286-5562

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年7月12日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年 7 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ川内店生活館
薩摩川内市上川内町字新田4700番 1 外12筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成25年 2 月 8 日
- 3 意見の概要
上記店舗の新設にあたっては、工事期間中も含めて、関係法令等の遵守はもちろん、来店客や店舗敷地周辺地域の交通安全や騒音等の対策に万全を期し、周辺住民の良好な生活環境の維持に努めること。
また、店舗新設に必要な許認可申請、届出等を確実にを行うとともに、周辺住民から苦情等が出された場合は、誠意をもって対処し解決すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年7月12日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年 7 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストアモリ川内宮内店
薩摩川内市宮内町字上土器手2264番 外 7 筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成25年 2 月 19 日
- 3 意見の概要
上記店舗の新設にあたっては、工事期間中も含めて、関係法令等の遵守はもちろん、来店客や店舗敷地周辺地域の交通安全や騒音等の対策に万全を期し、周辺住民の良好な生活環境の維持に努めること。
また、店舗新設に必要な許認可申請、届出等を確実にを行うとともに、周辺住民から苦情等が出された場合は誠意をもって対処し解決すること。

串木野地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、串木野地区特定漁港漁場整備事業計画（平成20年4月4日鹿児島県公報第2382号をもって公表）を別冊のとおり変更した。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市西餅田字雨乞前940番1, 941番1, 958番1及び959番, 字諏訪前2294番1, 2295番1, 2296番, 2298番1, 2299番1, 2300番1, 2301番1, 2302番, 2303番, 2304番1, 2304番2, 2305番, 2306番, 2307番, 2308番及び4609番, 字新開2311番2, 字小瀬戸4553番の一部, 字諏訪前, 新開, 雨乞前4606番の一部並びに字諏訪前, 横八田, 太良山野4607番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩郡さつま町船木2311番地6
医療法人クオラ
理事長 松下兼一

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年7月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子計算機サービス及び関連のサービス（財務会計システムのプログラム再開発業務委託）一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局会計課出納管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年5月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町3番31号

5 随意契約に係る契約金額

476,700,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年7月12日

鹿児島県警察本部長 杉山芳朗

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
ア 一般業務用ノートパソコン 538台
イ ソフトウェア 1本
ウ 液晶プロジェクター 2台

- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。

- (3) 納入期限
平成26年 2 月 28 日

- (4) 納入場所
入札説明書による。

- (5) 借入期間
平成26年 3 月 1 日から平成31年 2 月 28日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の 3 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成25年 8 月 12 日午後 5 時 15 分までに、 3 の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、 1 の(5)に示す借入期間における借入代金としての総額を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部警務部会計課
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成25年8月21日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月22日午前11時
イ 場所 鹿児島県警察本部警務部会計課入札室（警察庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。
(イ) 交付期限 平成25年8月12日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、平成25年8月21日正午までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認

めた場合の入札

- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県警察本部警務部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110 (内線2232)
ファックス番号 099-206-5560
- 12 その他
この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
a Notebook type personal computer for general use(including attachments):538
b Software for personal computer:1
c LCD projector:2
- (2) DELIVERY PERIOD:
28 February 2014
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 21 August 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成25年6月18日鹿児島県選挙管理委員会告示第11号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成25年7月12日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関	27,985

するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	274,902	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数,その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	鹿児島市・鹿児島郡区	149,177
	鹿屋市・垂水市区	33,182
	枕崎市区	6,540
	阿久根市・出水郡区	9,576
	出水市区	15,052
	指宿市区	12,334
	西之表市・熊毛郡区	12,528
	薩摩川内市区	26,969
	日置市区	13,934
	曾於市区	11,316
	霧島市・姶良郡区	37,174
	いちき串木野市区	8,469
	南さつま市区	10,572
	志布志市・曾於郡区	13,274
	奄美市区	14,160
	南九州市区	10,881
伊佐市区	8,246	
姶良市区	20,594	
薩摩郡区	6,676	
肝属郡区	11,846	
大島郡区	18,069	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	274,902	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事,選挙管理委員,監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

平成24年 2 月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 7 月12日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 の表159の項，161の項及び234の項を削り，同表243の項中「おぐらリハビリテーション病院」を「恒心会おぐら病院」に改める。

2 の表81の項を削る。